柴田町給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月16日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第29号

柴田町給水条例の一部を改正する条例

些田町鈴水冬園 (亚成10年些田町冬園笠3号) の一部を次のように改正する

<u> 宋田町和小朱例(平成10千宋田町</u> 朱例第3	方)の一部を次のように以上する。
改 正 後	改 正 前
(工事の施行) 第7条 (略)	(工事の施行) 第7条 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及 びその工事を施行する者は、給水装置の構造 及び材質を水道法施行令(昭和32年政令第 336号。以下「政令」という。)第6条に定し める基準に適合させなければならない。

(料金)

- 第23条 料金は、次の表の基本料金と水量料 金の合計額とする。ただし、その額に1円未 満の端数が生じたときは、切り捨てるものと する。
 - (1) 水道使用料

ア 基本料金(1箇月につき)

メーター口径	料金
13ミリメートル	<u>759円</u>
20ミリメートル	<u>2,530円</u>
25ミリメートル	<u>5,830円</u>
30ミリメートル	<u>9,570円</u>
40ミリメートル	20, 900円
50ミリメートル	37,620円
75ミリメートル	110, 550円
100ミリメートル	<u>235, 950円</u>
125ミリメートル	425, 370円

 $2 \sim 3$ (略)

びその工事を施行する者は、給水装置の構造 及び材質を水道法施行令(昭和32年政令第 336号。以下「政令」という。) 第5条に定 める基準に適合させなければならない。

(料金)

- 第23条 料金は、次の表の基本料金と水量料 金の合計額とする。ただし、その額に1円未 満の端数が生じたときは、切り捨てるものと する。
 - (1) 水道使用料

ア 基本料金(1箇月につき)

メーター口径	料金
13ミリメートル	<u>1,089円</u>
20ミリメートル	<u>2,860円</u>
25ミリメートル	<u>6,160円</u>
30ミリメートル	<u>9,900円</u>
40ミリメートル	<u>21,230円</u>
50ミリメートル	<u>37,950円</u>
75ミリメートル	<u>110,880円</u>
100ミリメートル	236, 280円
125ミリメートル	425,700円

686,070円 150ミリメートル

イ (略) (略)

2

(給水装置の基準違反に対する措置)

装置の構造及び材質が、政令第6条に規定す る給水装置の構造及び材質の基準に適合して いないときは、その者の給水契約の申込みを 拒み、又はその者が給水装置をその基準に適 合させるまでの間、その者に対する給水を停 止することができる。

2 (略)

150ミリメートル 686, 400円 イ (略)

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 町長は、水の供給を受ける者の給水 第33条 町長は、水の供給を受ける者の給水 装置の構造及び材質が、政令第4条に規定す る給水装置の構造及び材質の基準に適合して いないときは、その者の給水契約の申込みを 拒み、又はその者が給水装置をその基準に適 合させるまでの間、その者に対する給水を停 止することができる。

2 (略)

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第33条の改正規定は、 公布の日から施行する。